

第 4 章 障がい者福祉施策の展開



1 とともに生きる社会の仕組みづくり

(1) 情報提供・相談体制の充実

障がい者が地域の中で安心して生活するためには、そのニーズに即した情報の提供やきめ細かな相談体制の構築が必要です。

情報の提供については、障がい者が主体的にサービスを選択・決定することができるよう、サービスや事業者を選択するために必要な情報を積極的に提供するものとし、また、一人ひとりの障がい特性に配慮した情報提供に努めます。

また、関係機関・団体との連携を強化し、相談体制の充実とネットワークの形成に努めます。

施策	内容	担当課
①情報提供体制の充実と利用しやすさの向上	○「九度山町障がい者（児）福祉のしおり」を活用し、町ホームページや「広報くどやま」、各窓口を通じて、障がい者と家族に対して行政や事業所の福祉サービス情報を提供します。	福祉課
	○町ホームページの福祉制度やサービスに関する情報の充実を図ります。	福祉課
	○手話奉仕員派遣による情報提供支援を行います。	福祉課
	○自立支援協議会や基幹相談支援センターと連携し、障がい者本人をはじめ、家族、保護者、介助者、障がい者団体、医療機関、学校、自治会等の関係機関や団体への情報提供の充実に努めます。	福祉課
②相談体制の充実	○相談窓口の周知に努め、障がい者本人や家族、関係者にとって相談しやすい環境を整備します。	全課
	○基幹相談支援センターを設置し、より困難なケースに対応する体制を強化します。	福祉課
	○橋本・伊都障がい者相談支援センターにおいて、相談支援の充実を図ります。	福祉課
	○ピアサポーター ^{※2} の育成を行うとともに、ピアカウンセリング ^{※3} やピアサポート ^{※1} 等、障がい者やその家族同士等の当事者による相談活動の充実を図ります。	福祉課

※1 ピアサポート…ピア（peer）とは、「仲間、同輩、対等者」という意味。一般に同じ課題や環境を体験する人がその体験からくる感情を共有することで、専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られることをいう。

※2 ピアサポーター…ピアサポートにおいて、支援する障がい者を「ピアサポーター」と呼ぶ。

※3 ピアカウンセリング…お互いに平等な立場で話を聞き合い、きめ細かなサポートによって、地域での自立生活を実現する手助けをすることをいう。

施策	内容	担当課
②相談体制の充実	○より一層質の高いサービス提供を行うため、相談支援機関、教育機関、事業所、地域の民生委員児童委員等と連携を図りながら、相談体制の充実・強化に努めるとともに、地域資源の開発や連携強化に取り組みます。	福祉課
③ネットワークの形成	○障がい者の生活を地域全体で支えるため、地域の実情に応じた相談や緊急時の受け入れ・対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等の整備に努めます。	福祉課
	○精神保健福祉ネットワーク部会を拡充し、保健・医療・福祉関係者による協議の場を形成することで、社会的入院を余儀なくされている精神障がい者の地域移行を推進します。	福祉課
	○医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図る協議の場を設け、医療的ケアを必要とする障がい児が適切な支援を受けられるよう努めます。	福祉課
	○基幹相談支援センターを中心に関係機関が連携し、包括的な相談支援体制を整備します。	福祉課

(2) 差別の解消と権利擁護の推進

障がい者への差別の解消をはじめとして、福祉サービス利用援助事業や親の高齢化や親亡き後の生活を見据えた成年後見制度等の権利擁護施策、福祉サービスへの苦情対応体制を充実させることで障がい者が安心して暮らせるよう努めます。

施策	内容	担当課
①障がい者差別解消の推進	○「障害者差別解消法」に基づき、障がいを理由とする差別の解消と社会的障壁の除去に努めます。	福祉課
	○「障がいを理由とする差別の解消を推進するための九度山町職員対応要領」を活用し、職員研修を実施するなど、職員の資質向上に努めます。	福祉課
②権利擁護のための制度や福祉サービス利用援助事業の普及・利用支援	○成年後見制度等、障がい者の権利を守るための制度の普及と利用を促進します。	福祉課
	○人権に関するあらゆる相談について、人権擁護委員会による人権相談を実施するとともに、人権尊重委員会と連携し、人権研修会や中央講座の開催等、各種啓発に努めます。	教育委員会 住民課
	○判断能力が不十分な人や日常生活に不安がある人が地域で自立して生活するために、社会福祉協議会と連携し、福祉サービス利用援助事業について住民に周知するなど普及・啓発を図ります。	福祉課

施策	内容	担当課
②権利擁護のための制度や福祉サービス利用援助事業の普及・利用支援	○橋本・伊都圏域で基幹相談支援センターを設置し、成年後見制度の実施に取り組みます。また、成年後見制度の住民への周知を図るとともに、本人に判断能力がなく、親族がいない場合に、家庭裁判所への後見人の付与の申立てを町長が代行するなどの利用支援を行います。	福祉課
③苦情解決体制の充実	○社会福祉協議会や福祉サービス事業者と連携して、福祉サービスに対する苦情に適切に対応できる体制づくりに努めます。	福祉課

(3) 教育・啓発活動等の推進

「障害者基本法」は、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と規定し、障がい者差別を禁じています。

子どものころから障がい者に対する理解を深めることができるよう、児童・生徒に対する福祉教育を充実させるとともに、地域住民が障がいについての理解を深め、地域で障がい者を支えることができるよう、意識啓発活動を積極的に推進します。

また、障がい者との日常的な交流機会を確保し、交流の促進に努めます。

施策	内容	担当課
①啓発活動の推進	○障がいのある人もない人もすべての住民の人権が尊重される社会づくりをめざし、人権尊重委員会と連携し、人権学習会や各種啓発を実施します。	福祉課 教育委員会
	○ノーマライゼーションの考え方に関する理解・認識を深める啓発活動、広報活動を推進するものとし、「障害者の日」(12月9日)、「障害者週間」(12月3日～9日)等を活用した啓発・広報を積極的に推進します。	福祉課
②発達障がいや難病等への理解の促進	○内部障がいや学習障がい、注意欠陥多動性障がい、自閉症等の発達障がいや、一般に理解の進んでいない難病について、町ホームページを活用し、理解の促進に努めます。	福祉課
③広報活動の充実	○「広報くどやま」にて、定期的に障がい者福祉に関する情報を掲載し、広く正確な情報の普及に努めます。	福祉課 総務課
④福祉教育の充実	○児童・生徒が障がい者に対する理解を深めることができるよう、学校教育において福祉教育の充実を図ります。	教育委員会
⑤町職員の研修の推進	○町のすべての職員が、率先して障がい者に対する認識を深めるよう、職員研修等に参加することで資質の向上に努めます。	総務課 福祉課

(4) 人材の確保・育成

障がい者の多様化・高度化するニーズに的確に対応するとともに、サービスの質の向上を図ることができるよう、研修等を通じて障がい者を支える人材を確保・育成します。

施策	内容	担当課
①人材の確保・育成	○「地域福祉センター」をはじめとする相談窓口において、専門的な相談等に対応できるよう、専門職の確保に努めます。	福祉課 社会福祉協議会
	○聴覚障がい者との円滑なコミュニケーションを確保するため、手話講座等の研修を通じ、手話奉仕員や要約筆記奉仕員の育成に努めます。	福祉課
	○視覚障がい者との円滑なコミュニケーションを確保するため、代筆・代読の派遣を行うサービスについて検討を進めるとともに、支援員の確保に努めます。	福祉課 社会福祉協議会

(5) 当事者会やボランティア等への支援

障がい者が地域の中で自立して生活できるよう、当事者会の活動を支援します。

また、ボランティア・NPOに関する学習会や障がい者との交流活動等を通じて、ボランティア・NPOの活動を促進することにより、地域における障がい者の支え手を育成します。

施策	内容	担当課
①当事者会への支援	○身体障害者会等の当事者会がその目的とする活動を一層活発に行えるよう、広報等の支援を行います。	福祉課
②ボランティア育成講座の開催・充実	○学校教育、社会教育等の場において、体験学習や総合的な学習の時間を活用した地域住民との交流や各種研修会等を実施し、ボランティア活動への理解を深めます。	教育委員会 福祉課
③ボランティア団体等への支援	○ボランティア団体やNPOが設立され、活動が行われるよう、団体立ち上げへの支援を行います。	福祉課
④ボランティアセンターへの支援の充実	○ボランティア活動に参加する意志のある人を発掘したり、多様な形で支援を必要とする障がい者とボランティアを結びつけたりするなど、社会福祉協議会ボランティアセンターの機能の拡充に取り組みます。	社会福祉協議会

2 暮らしを支えるサービスの充実

(1) 生活支援の充実

障がい者が住みなれた地域で自立し、自分らしい生活を継続していくためには、一人ひとりのニーズに合ったサービスが提供されることが重要です。障がい福祉サービスや地域生活支援事業の実施を通じて、障がい者の生活を支援します。

施策	内容	担当課
①高齢者施策との連携	○地域包括支援センターの活用等、高齢者施策との連携を図り、障がい者や介護者の在宅介護に関する総合的な相談に応じ、ニーズに対応した適切な保健・福祉サービスが受けられる体制づくりに努めます。	福祉課
②訪問系サービス等の推進	○居宅介護、重度訪問介護、行動援護等、障がい者に対する在宅サービスについて、対象者に適切なサービス提供を図ります。	福祉課
③日中活動系サービス等の推進	○生活介護、自立訓練、就労移行支援等、日中活動の場となるサービスについて、対象者に適切なサービス提供を図ります。	福祉課
	○障がい児通所事業所等の利用者負担については、給食費の助成を継続するとともに、移動にかかる負担の軽減策を検討します。	福祉課
④居住系サービス等の推進	○グループホーム等、居住の場となるサービスについて、橋本・伊都圏域と連携し、対象者に適切なサービス提供を図ります。	福祉課
	○施設入所支援について、障がい者の状態に応じてサービスを提供します。	福祉課
⑤地域生活支援事業の円滑な推進	○「相談支援事業」、「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「移動支援事業」、「手話奉仕員養成研修事業」等の事業を実施します。	福祉課
	○基幹相談支援センターを設置し、「基幹相談支援センター等機能強化事業」、「成年後見制度利用支援事業」等を実施します。	福祉課
	○地域活動支援センターの設置に努めます。	福祉課
	○「訪問入浴サービス事業」、「日中一時支援事業」を実施するとともに、その他未実施の任意事業についても実施に努めます。	福祉課

(2) 保健・医療の充実

障がい者が生涯にわたって、健やかでこころ豊かに生活できるよう、障がいによる心身の負担を軽減し、健康を維持することが重要です。

また、障がいや障がいの要因となる疾病を予防するとともに、障がいを早期に発見し、適切な医療や事業につなげられる体制を充実させます。

施策	内容	担当課
①障がい予防の充実	○すべての住民が、健康でこころ豊かに生活できるよう、健康づくり教室や健康学講座を開催し、生活習慣病をはじめ疾病の早期発見の機会を広く提供します。	住民課
	○妊産婦交流会や母子保健推進員研修会を開催し、妊娠中からの父性・母性を高め、楽しみながら子育てができるよう、母子保健推進員・保健師の活動等による、よりよい子育て方法や障がいに関する知識の普及に努めます。	住民課
	○妊婦、新生児訪問活動や母子保健推進員の活動等により、育児不安の解消や虐待の予防に努めるとともに、関係課との連携を強化します。	住民課
	○BCG・四種混合・三種混合・ポリオ・MR・二種混合・日本脳炎・ヒブ・肺炎球菌の予防接種を行い、未接種が起こらないよう、適切な案内や必要性の周知を行います。	住民課
	○生活習慣病の予防のため各種健診を実施し、健診後の生活習慣の改善指導を充実します。	住民課
	○各種健診の実施日程等、健診を受診しやすい環境づくりに努めます。	住民課
	○成人及び高齢期の疾病予防と健康づくりのため、食と健康の教室等を実施するとともに、関係課と連携し、参加者の継続を図ります。	住民課
	○各地区健康相談を実施し、健康管理を促進します。	住民課
②障がいの早期発見・早期療育体制の充実	○4か月・6か月・10か月・12か月・1歳6か月・2歳・3歳6か月児に、発達段階に応じた健康診査、健康相談を実施するとともに、未受診者に対しては個別連絡を行います。	住民課
	○すべての妊婦を対象に、妊婦健康診査を実施し、異常の早期発見に努めます。	住民課
	○合併症を引き起こしたり、妊娠経過に異常があるハイリスク妊婦に対しては家庭訪問を実施します。	住民課
	○健診後、速やかに相談機関や医療機関等へつなぐことができるよう、関係機関や関係課との連携を図り、継続的な支援を行います。	住民課

施策	内容	担当課
②障がいの早期発見・早期療育体制の充実	○必要と思われる幼児を対象に、療育指導や臨床心理士による発達相談を実施し、保護者に対する相談や支援等の相談体制の強化に努めます。	住民課
	○必要に応じて、乳幼児訪問や相談等により、関連機関や関係課と連携しながら支援を行います。	住民課
③医療・リハビリテーションの充実	○障がいの発症をできる限り防ぐために、救急医療知識の普及に努めるとともに、関係機関と連携し、救急医療の整備に努めます。	住民課
	○身体障がいを軽減または除去するため、更生医療及び育成医療給付を促進します。	福祉課 住民課
	○病院や介護保険施設において実施する機能訓練事業や訪問看護等により、閉じこもりや生活習慣病の予防を推進します。	住民課 福祉課
	○医療技術の進展により、在宅での生活が可能になった障がい者に対し、適切なサービスが提供できるよう、関係機関との連携を図り、体制の整備に努めます。	福祉課
	○障がい者の歯科保健・治療について、口腔機能の正常な発達、基本的な生活習慣を確立するための早期指導を行うなど、保健と医療が一体となった体制づくりを促進します。	住民課 福祉課
	○ねたきり高齢者等、訪問治療を必要とする対象者について、歯科医師会との連携を図ります。	住民課 福祉課
	○精神通院が必要と認められる障がい者に対し、必要な医療費等の自己負担の助成を継続します。	住民課
④高齢障がい者対策の充実・推進	○障がい者施設や介護保険事業所、地域包括支援センター等と連携を図り、高齢障がい者対策の充実・推進を図ります。	福祉課
⑤精神保健対策の充実	○精神障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう、地域の関係団体、住民等の協力のもと、ノーマライゼーションの推進に努めます。	福祉課
	○往診・訪問看護等の病院以外の場所でも治療を受けることができる診療体制（アウトリーチ型医療体制※）の確立に努めます。	福祉課 住民課
	○健康・家族・職場・経済等の悩みから起こるこころの負担を軽減するため、相談支援専門員や臨床心理士による心理カウンセリング体制の充実を図ります。	福祉課

※アウトリーチ型医療体制…アウトリーチ（訪問）による支援により、「入院」という形に頼らず、まずは「地域で生活する」ことを前提とする医療体制。

施策	内容	担当課
⑥こころの健康づくりの推進	○うつ病は、早期発見、早期治療が可能であるため、相談窓口やうつ病予防マニュアルの周知に努めるとともに、こころの健康づくりに関する教育、研修を実施します。	住民課
	○不登校、家庭内暴力等については、児童相談所や病院、精神保健福祉センター等と連携し、問題の解決に努めます。	福祉課 教育委員会
	○自殺対策計画を策定し、生きるための総合的な支援を充実させます。	福祉課
	○和歌山県の補助金を活用し、自殺対策や自殺対策に関する講演会・普及啓発活動等を実施します。	福祉課
⑦難病患者への支援の推進	○難病患者の療養生活を支援するため、保健・医療・福祉サービスを効果的に提供できるよう、保健所等関係機関と連携した支援体制の確立に努めます。	住民課 福祉課
⑧精神障がい者の社会復帰対策の推進	○精神障がい者の社会復帰を促進するため、就労に向けた取り組みを支援します。	福祉課
	○医療機関や保健所、地域の民生委員児童委員等と連携し、様々な場面における相談体制の構築に努めます。	福祉課
	○ホームヘルプやショートステイ等、在宅の精神障がい者に対する福祉サービスの充実に努めます。	福祉課
	○精神障がい者の地域での生活を支援するため、グループホームの整備を促進します。	福祉課
	○精神障がい者が適切な医療を受けることができ、精神科救急医療体制の整備や医療機関を含む相互協力体制が整備されるよう、関係機関に働きかけます。	住民課 福祉課
⑨高齢者精神保健対策の推進	○うつ病、ひきこもり予防等、急速な高齢化に対応したきめ細かな精神保健対策の推進に努めます。	住民課 福祉課
	○認知症に対応した専門機関や医療体制の充実に促進し、地域包括支援センターや社会福祉協議会、介護サービス事業所、地域の民生委員児童委員等を含めた連携体制を構築します。	福祉課
⑩ひきこもり支援の強化	○広報活動や講演会を通じて住民のひきこもりに関する理解を深めます。	福祉課
	○慢性的にひきこもり状態にある本人・家族を相談支援専門員につなぎ、必要に応じて「若者サポートステーションきのかわ」と連携を図りながら、訪問活動等を行い、不安の軽減に努めます。	福祉課

(3) 経済的な支援の充実

障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、障がい者に対する各種制度を周知し、経済的な負担の軽減を図るとともに、高齢であることや生活困窮であること等、複合的な課題をもつ人に対しては、関連制度の活用を促します。

施策	内容	担当課
①年金・手当等の制度の周知	○「広報くどやま」や制度案内のパンフレットの配布等を通じ、各種年金、手当等の周知徹底を図ります。	福祉課
②関連制度の活用促進	○障がい者の保護者が死亡、または重度障がい者になった場合に、障がい者の生活安定を目的として、年金を支給する「心身障害者扶養共済制度」の周知を図り、加入を促進します。	福祉課
	○障がい者に対する医療費自己負担の助成、税の減免、各種運賃、料金割引等の周知を図ります。	福祉課 税務課等
	○生活困窮者に対して、社会福祉協議会で実施している生活福祉資金貸付事業等を民生委員児童委員と連携し、周知します。	社会福祉協議会

3 自立と社会参加の支援

(1) 保育・療育・教育の充実

心身の発達に障がいのある子どもの保育・教育の充実を図るとともに、進路の確立のための指導を充実し、生涯学習推進体制の充実に努めます。

施策	内容	担当課
①保育・教育の充実	○町内の保育所、幼稚園において、心身の発達に障がいのある子どもが他の園児とともに育ち合えるよう、障がい児保育担当者会を通じての研修を実施し、保育の充実に努めます。	福祉課
	○心身の発達に障がいのある子どもへの早期対応のため、保護者への教育相談や指導等相談体制の整備を図ります。	住民課 福祉課 教育委員会
	○保育所、幼稚園、小学校と連携し、障がいを早期に発見する体制の整備に努めます。	住民課 福祉課
	○教育委員会を中心に関係機関等と就学指導委員会の連携のもと、適正な就学指導に努めます。	教育委員会
	○町内の各小中学校での校内就学指導の充実に向けた取り組みを推進します。	教育委員会
	○心身の発達に障がいのある子どもがその能力に応じ、適切な教育が受けられるよう、特別支援学級の充実に努めます。	教育委員会
	○特別支援学級において、心身の発達に障がいのある子ども一人ひとりの児童・生徒の実態把握を十分に行い、理解に努めます。	教育委員会
	○特別支援学校と連携を図り、個別の支援を推進します。	教育委員会
	○発達障がいについての知識を普及し、保護者や学校、地域における理解を深めます。	教育委員会
	○心身の発達に障がいのある子どもの健全育成や社会参加、また家族の負担軽減のための取り組みに努めます。	福祉課 住民課 教育委員会
	○心身の発達に障がいのある子どもに対応できるよう、各種研修等を実施し、教職員の意識や資質の向上に努めます。	教育委員会
	○心身の発達に障がいのある子ども一人ひとりの障がいに応じた指導内容や方法、教材の工夫改善に努めます。	教育委員会

施策	内容	担当課
①保育・教育の充実	○校舎や施設等に障がい児用トイレや階段の手すり、スロープの設置を推進し、教育環境の整備に努めます。	教育委員会
	○児童・生徒や教師、地域住民を含むすべての人に、障がいや心身の発達に障がいのある子どもについての理解を促進します。	教育委員会
②進路の確立	○心身の発達に障がいのある子どもやその保護者、一人ひとりの希望を尊重し、進路指導を行うとともに、作業所、事業所等での現場実習を行い、就労の定着に努めます。	教育委員会 支援学校 福祉課
	○心身の発達に障がいのある子どもの適正就学に向けて関係機関が連携し、家庭訪問や学校見学等、子どもの将来の自立をめざした就学先の決定ができるよう、保護者への指導・相談に努めます。	教育委員会
	○進路開拓のための事業所見学や就職後の職場訪問等、一貫した就労支援体制を構築します。	教育委員会 支援学校 福祉課
	○担任と保護者の信頼関係を築くとともに、校内就学委員会を開催し、入級指導を進めます。	教育委員会
	○教育課程や現場実習の充実等、就労に結びつく特色ある教育内容の充実を県教育委員会に働きかけます。	教育委員会 支援学校
	○心身の発達に障がいのある子ども一人ひとりの円滑な社会参加を促進するため、関係機関との連絡・調整を行います。	教育委員会
③生涯学習の推進	○生涯学習を推進するための基本方針を策定し、ひとつくり、まちづくりの取り組みを推進します。	教育委員会
	○生涯学習の推進を図るため、推進体制を確立します。	教育委員会
	○人権学習推進基本方針に基づき、住民の自主性、主体性を大切にし、人権についての学習活動を推進します。	教育委員会
	○IT講習会を開催し、電子メールやインターネット利用技術を習得することで、コミュニケーションや情報収集の幅を広げ、自立と社会参加を促します。	教育委員会
	○各種講座・教室・サークル等を開設し、自己学習・相互学習を推進します。	教育委員会
	○住民の生活の中に体育、スポーツ活動を定着させ、健康増進と体力向上を図るとともに、楽しいコミュニティの場を形成するための社会体育活動を推進します。	教育委員会

(2) 雇用・就労の促進

障がい者の雇用・就労が促進されるよう、雇用促進の啓発を推進し、就労の場の拡大を図ることと、雇用促進の充実に努めます。

施策	内容	担当課
①雇用促進のための啓発の推進	○町内の事業所に対して、障がいへの理解促進や障がい者の雇用環境改善のための情報提供を行うなど、障がい者の雇用促進と働きやすい職場環境づくりを推進します。	福祉課 産業振興課
	○ハローワーク橋本と連携し、ジョブコーチ ^{※1} 支援事業や「障害者トライアル雇用 ^{※2} 」の活用を促進します。	福祉課
②職業指導・職業紹介相談の充実	○伊都障がい者就業・生活支援センターへの支援を行い、障がい者の雇用の促進と職業生活の安定を図ります。	福祉課
③地方公共団体における障がい者雇用の促進	○町や関連機関における障がい者雇用を推進します。	総務課
	○障がい者の体験学習の場として、町や関連施設での受け入れを行います。	総務課
④福祉的就労の場の拡大と一般就労への移行促進	○町障がい者就労施設等からの納品等の調達方針に基づき、町のゴミ袋の製作等、就労支援施設へ町が委託する作業の拡大に努めます。	福祉課
	○福祉施設等の自主製品の開発・販売について、その推進に努めます。	福祉課
	○町の関連施設における障がい者の就労の場を提供します。	福祉課
	○一般就労への意欲や能力がある障がい者については、伊都障がい者就業・生活支援センターや自立支援協議会就労支援部会等を通じて、一般就労への移行を進めるとともに、就労定着支援の活用や一般企業への啓発を実施します。	福祉課

※1 ジョブコーチ…障がい者の就労にあたり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える人のこと。

※2 障害者トライアル雇用…障がい者を原則3か月間試行雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとすることを目的とした制度。

(3) 多様な社会参加の機会づくり

障がい者の社会参加が促進されるよう、各種団体と連携を図りながら、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動の充実に努めます。

施策	内容	担当課
①障がい者スポーツ・レクリエーションの支援・充実	○障がい者スポーツ教室、障がい者スポーツ大会等の開催の支援・充実に努めます。	福祉課 教育委員会
	○障がいの程度に応じた各種レクリエーション活動の支援・充実に努めます。	福祉課 教育委員会
②障がい者も参加できるスポーツ・レクリエーション活動の推進	○スポーツ・レクリエーション大会等においては、障がいの有無に関わらず、一緒に楽しめる競技や種目の設定等により、障がい者の参加を促進し、交流の拡大に努めます。	教育委員会 福祉課
	○障がいのある人もない人も楽しめる競技の開発と普及に努めます。	教育委員会
③文化活動への参加支援	○公民館活動等における各種教室、講座においては、障がい者も参加しやすい条件の整備に努めます。	教育委員会
④図書館における点字図書、ビデオライブラリー等の充実	○障がい者の学習機会の充実に努めるため、点字図書、ビデオライブラリー、朗読テープライブラリー等の充実に努めます。	教育委員会

4 安全・安心のまちづくり

(1) まちのユニバーサルデザイン化の推進

バリアフリーに関する法整備については、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」が、平成12年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が施行され、平成18年にはこれらの法律を統合する形で、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行されました。

また、和歌山県では、平成26年に「和歌山県福祉のまちづくり条例」が施行されています。

住民のみならず障がい者も訪れやすく、快適に過ごせる環境の整備に努めます。

施策	内容	担当課
①交通バリアフリーの推進	○町内に4か所ある私鉄駅のバリアフリー化を促進するため、南海電気鉄道株式会社へ働きかけます。	企画公室
	○駅周辺等、歩行者の多い地区については、歩道の整備、道路障害物の排除等を推進します。また、町内の主要道路（特に私鉄駅から道の駅）についても、車いすが通行できるようなバリアフリー化等、歩道の整備等を目的とした国・県への働きかけを促進します。	建設課
②移動に関する支援の充実	○外出支援サービスの周知を図り、障がい者が自由に外出できるよう、支援策の充実を図ります。	福祉課
	○本町で実施しているシルバータクシーチケットや介護タクシー等の移動支援事業のさらなる充実に努めます。特に、シルバータクシーチケットについては、年齢要件や助成金額等の見直し・検討を行います。	福祉課
③公共建築物等におけるユニバーサルデザイン化の推進	○役場庁舎等をはじめとする公共建築物、名所旧跡等の観光スポット及びその周辺については、段差の解消、スロープ、手すり、車いす利用者用トイレ等の設置等に努めます。	総務課 施設管理担当課
④多くの人が利用し 公益的な機能を有する 建築物のユニバーサル デザイン化	○商業施設、飲食店等のサービス業施設においては、ユニバーサルデザイン化を促進します。	総務課 建設課

(2) 災害時等の安全確保

障がい者が地域の中で安心して生活するためには、災害時や緊急時の支援体制及び防犯体制を確立することが必要であり、自治会や自主防災組織等を中心とした災害時の助け合いの仕組みづくりを進めます。

また、犯罪被害に遭うことのないよう、地域ぐるみの防犯対策を講じます。

施策	内容	担当課
①避難誘導マニュアルの整備	○避難行動要支援者の避難支援対策の一環として、関係課と連携し、避難誘導マニュアルの整備を行います。	福祉課
②身近な地域における災害時支援体制の推進	○障がい者が生活する身近な地域において、要支援者の理解を得ながら、避難行動要支援者名簿の情報を社会福祉協議会及び民生委員児童委員に加えて、自主防災組織や自治会等にも共有することで効果的な支援体制を構築します。	福祉課 地域防災課
	○障がい者が生活する身近な地域において、障がい者の特性を踏まえた避難訓練を実施します。	地域防災課 福祉課
③防犯意識の啓発	○障がい者が犯罪や事故に遭うことのないよう、民生委員児童委員等による日ごろの見守り体制の強化を行います。	福祉課
	○障がい者に対し、消費者啓発チラシ等を配布することで防犯意識の向上に努めます。	福祉課

(3) 住まいの確保・整備

「障害者総合支援法」における「施設等から地域生活への移行」という方針に基づいて、障がい者が地域で自立した生活ができるよう、グループホーム等の障がい者向け住宅の整備や、住宅のユニバーサルデザイン化等を推進します。

施策	内容	担当課
①住宅の改善、ユニバーサルデザイン化	○身体障がい者が在宅で自立した生活ができるよう、住宅改善に関する相談に応じ、住宅改造助成制度の活用による住宅の改善、ユニバーサルデザイン化を促進します。	福祉課
②グループホームの確保	○家族との同居や一人暮らしが困難な要援護者が、可能な限り自立して地域で暮らせるよう、橋本・伊都圏域で連携し、グループホームの確保に努めます。	福祉課

(4) 情報・コミュニケーションの確保及び支援の充実

情報通信技術を活用することで、障がい者のもてる能力を活かし、自立と社会参加が実現できるよう支援するとともに、障がいによる情報格差が生じないよう方策の確保に努めます。

施策	内容	担当課
①情報提供の充実	○町ホームページや「広報くどやま」における障がい福祉情報の充実に努め、障がい者が容易に情報入手できるように努めます。	福祉課 総務課
	○行政情報については、視覚障がい者のために点字資料や音声データによる資料提供に努めます。	総務課
②コミュニケーションの確保	○手話通訳が利用しやすい体制を整備し、聴覚障がい者が生活しやすい条件を整えます。	福祉課
	○手話奉仕員養成研修を継続するとともに、手話サークル等の広報に努め、聴覚障がい者とコミュニケーションを図りやすい環境を整えます。	福祉課
	○代筆・代読の派遣を行うサービスについて検討を進めるとともに、支援員の確保に努め、視覚障がい者とコミュニケーションを図りやすい環境を整えます。	福祉課 社会福祉協議会